

第二十四回国 参議院議院運営委員会会議録第三十二号

昭和三十一年三月二十八日(水曜日)午前十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 石原幹市郎君
理事 御木 亨弘君
寺本 廣作君
天田 勝正君
藤田 進君
森田 義衛君

委員

雨森 常夫君
石井 桂君
齋藤 昇君
榊原 亨君
佐藤清一郎君
宮田 重文君
横川 信夫君
東 隆君
岡 三郎君
龜田 得治君
三浦 辰雄君
議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

國務大臣

太田 正孝君

政府委員

林 修三君

事務局側

事務総長 芥川 治君
事務次長 河野 義克君
参事(事務部長) 宮坂 完孝君
参事(記録部長) 丹羽 寒月君
参事(警務部長) 佐藤 忠雄君
参事(庶務部長) 渡辺 猛君

法制局側

法制局長 奥野 健一君
国立国会図書館側 館長 金森徳次郎君
副館長 中根 秀雄君

本日の会議に付した案件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国立国会図書館組織規程中一部改正の件

○国立国会図書館職員定員規程中一部改正の件

○職員に対する随雑費の支給に関する件

○議案の取り扱いに関する件

○委員長(石原幹市郎君) ただいまよき議論を閉じたいといたします。まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。便宜事務局長から御説明をお願いいたします。

○事務総長(芥川治君) ただいま議題となりました国会議員の歳費旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について簡単に御説明いたします。本案は、衆議院議院運営委員会において立案したものでありまして、両議

院の議長、副議長及び議員の秘書に対し、会期中滞在手当を支給する必要があると認め、一日二百円の定額で支給せんとするものであります。これに要する経費は、衆参両院で二千五百一十万円でありまして、すでに三十一年度予算に計上して成立しているものでありますから、何とぞ御了承を願います。

○委員長(石原幹市郎君) 御質疑ありませんか。別に発言もないようです。御発言もないようでありますから、これより採決いたします。

○委員長(石原幹市郎君) 御質疑ありませんか。別に発言もないようです。御発言もないようでありますから、これより採決いたします。

○委員長(石原幹市郎君) 全会一致と認めます。よって本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容その他自後の手続につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認めます。これより本院規則の定めるところにより、本案に賛成の諸君は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
御木 亨弘 寺本 廣作
天田 勝正 藤田 進
森田 義衛 雨森 常夫

石井 桂 齋藤 昇
榊原 亨 佐藤清一郎
宮田 重文 横川 信夫
東 隆 龜田 得治
三浦 辰雄

○委員長(石原幹市郎君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(石原幹市郎君) 速記を始め

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案者から御説明願いたいと思ひます。便宜金森国会図書館長より御説明願います。

○国立国会図書館長(金森徳次郎君) 今回支部図書館を二つ作ることにいたしました。それはあとで詳しく規程の方の御説明のときに申し上げたいと思っておりますが、要するに、今回予算等の準備ができましたので、防衛庁の図書館、それから警察庁の図書館、それができる予定になっております。従ってこれを支部図書館として法律の上に明白に認めまして、中の職員を置く、置くと申しましたも、職員の数等につきまして若干の規制がございますので、その法律によらしめよう、これが趣旨でございます。

ただ、ちょっと付随したことがございますが、支部図書館の職員を任命いたしますのは、一般にその役所の制度によっております。従って普通の場

合でございますれば、公務員法の定めるところによりまして、その職務等のことを規定するのでございますが、しかし防衛庁の方は普通の公務員法の適用がございませんので、その方の公務員に関する規定がございまして、その部分はその規定によるのだということの二つの変更をこの法律の中に含んでおるわけであります。

以上、御説明申し上げます。

○委員長(石原幹市郎君) 御質疑のある方は御発言願います。別に御発言もないようでありますから、これより討論に入ります。討論についても御発言がないようでありますから、これより採決いたします。

○委員長(石原幹市郎君) 全会一致と認めます。よって本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、その他自後の手続につきましては、先例によりまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、本案を可とされた方は御署名をお願いします。

多数意見者署名

- 剣木 亨弘 寺本 廣作
- 天田 勝正 藤田 進
- 森田 義衛 雨森 常夫
- 石井 桂 齋藤 昇
- 榎原 亨 佐藤清一郎
- 宮田 重文 横川 信夫
- 東 隆 龜田 得治
- 三浦 辰雄

○委員長(石原幹市郎君) 次に、国立国会図書館組織規程中一部改正の件及び国立国会図書館職員定員規程中一部改正の件を一括して議題といたします。

国会図書館長から御説明を願います。

○国立国会図書館長(金森徳次郎君) この規程の第一の方は、組織規程の改正でございますが、先ほどちょっと触れましたように、今回支部図書館が二つできまして、一つは警察庁の支部図書館であり、一つは防衛庁の支部図書館でございます。そこでその二つのものをこの規程の中にはっきり明白に織り込む、これが主たる改正の趣旨でございます。

ただ、それに伴いまして、なお私の方では上野の支部図書館というものを持っておりますが、これは本来、本館と同一の規程をもって律しまして、必要な変更だけを加えるというのが筋でございますが、この図書館ができてから五年ばかり前の行き道では、かりに別々の規程をもってこれを律しております。しかし、だんだん新しい図書館の建築物が順当に進んで参りますと、早晚これは実際的にも合体しなければなりませんので、そういたしま

すると、その前にだんだんと機構をこれに合わせて参りますように、なるだけ密接にしておきまして、いざ何年か先に、事業を合わせて行いますときに、食い違いの起らないようにしたい、こういうような希望もございまして、一つの規程に入れてしまおうというものが、この今回の組織規程の改正の趣旨でございます。つまり、二つの支部図書館を加えるということ、上野の図書館を、実質の規程は大して変りませんが、一つの形式的な規程の中に織り込んでしまつて、漸次統合の方向に準備をして行こう、こういうのが基本の趣旨でございます。

それからいま一つの規程は、これは職員定員に関する規程でございます。まして、条文は、甲の数字を乙に改め、乙の数字を丙に改めるというふうな、かなり煩瑣な形になっておりますが、中身は非常に簡単でございます。その大きな主眼といたしましては、今回予算の御決議によりまして、私の方の調査部に十四人の職員が増加されることになりました。そこで、その十四人の増加を、調査員十四人に加える、これが一番根本の主眼でございます。

さらに加えまして、先ほど、上野図書館を規程の上で一体化させる、こういうふうになりましたので、上野の現在の職員と、従来の本館の職員とをやはりこの規定で、その中で一つに合算するというのが第二の主眼でございます。ちつとも人数の上を増減はございません。

第三には、中の職員を最も有効に希望を持って仕事をさせるというふうな含みをもちまして、従来この規程の外にありましたところの主事補十八人を、この規程の中に織り込みまして、主事十八人にする、これが第三の主眼でございますが、これは幾分形の上の優遇になっております。しかし俸給等につきましては、予算の上に何らの増減はございません。

大体これだけがこの定員改正の趣旨でございます。どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

○委員長(石原幹市郎君) 御質疑のあり方は……別に御発言もなければ、両件ともに承認を与えることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石原幹市郎君) 次に、職員に対する賄雑費支給に関する件を問題といたします。

○事務局長(芥川治君) 例年、年度末に職員に対して賄雑費を支給いたしました。が、今回も前回の例にならぬように、職員に対する賄雑費として、前年度通り約三百万円を支給したいと存じますが、これは国会職員の給与等に関する規程第十二条によりまして、議院運営委員会にお諮りすることになっておりますので、この支出の件を御承認をお願いいたします。

○委員長(石原幹市郎君) たいい説明の通り決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石原幹市郎君) それでは、

公職選挙法の一部を改正する法律案の取扱ひに関する件を議題にいたします。

前回よりの質疑を続行いたします。

○藤田進君 前回要求いたしておりました資料について、その提出を求め、若干の説明をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 私から御説明いたします。

前回御要求のございました一つの会期中同一の法律の中の同一事項について再三議決が加えられたものの事例を資料として出せというお話でございます。さつそくこれを作ったのでございます。

前もってお断わりいたしたのでありますが、日にちが短かつたものでございますから、すべての事例を網羅するいとまがございませんでした。ここに差し上げましたのは、その中で顯著と思われるものにつきまして実は取り上げたわけでありまして、こういう事例がこれのみにとどまるわけではないわけでございます。その中で特に顯著と思われるものをあげたわけでございます。これは同じ題名の法律を同一国会、同一会期で直すということは、これは始終あることでございますが、それのみでなく、同じ法律の同じ条項、同じ条文について再三議決を加えた例、こういうものを標準としてこの例を書き上げたわけでございます。

それから、この前御要求のございました中で、そういう法案の審議について、一事不再議の原則の適用についての何か議論があつたかどうかということも、もしあつたとすれば、それを合せて書いてくれというお話でありま

した。これはあつたものにつきましても書きました。ただ賛否の問題でございますが、これは実は賛否はもろろん全会一致であつたのでございまして、ど

う理由でそうなつたということでは、これは実はわかりませんのでございませう。よく速記録等を調べれば、あるいはわかつたのかわかりませんが、早急な場合でございまして、一応その点は実は省略させていただきます。

御了承願ひたいと思ひます。

内容に入りまして御説明いたします。

第一でございますが、これは第一国会において、地方税法の条文について同じ条文を二回にわたつて改正をした例でございます。これはそこに改正前の規定があげてございまして、当時の地方税法の第四十五条の三と、第六十五條、八十五條の四の規定について、最初の昭和二十二年法律第五十六号による改正は、税率といふか、賦課の基準額をそれぞれ金額を一定限度まで上げておいてございまして、この条文の内容は、当時ございました府県民税、市町村民税の賦課額に関する規定でございます。これをまず上げて、二十二年度法律第八十号によりまして、これをさらに追つかけまして、二十二年度法律第八十号によりまして、これをさらに追つかけまして、一週間くらいしか間は置いておりません。そういうことで、同じ条文の同じ対象のものを追つかけて二回改正をしていくわけでございます。その当時の理由は、結局当時の予算の財源、あるいは地方財政の問題からこういう改正がされたものと思われま

した。これはあつたものにつきましても書きました。ただ賛否の問題でございますが、これは実は賛否はもろろん全会一致であつたのでございまして、どう理由でそうなつたということでは、これは実はわかりませんのでございませう。よく速記録等を調べれば、あるいはわかつたのかわかりませんが、早急な場合でございまして、一応その点は実は省略させていただきます。

御了承願ひたいと思ひます。

内容に入りまして御説明いたします。

第一でございますが、これは第一国会において、地方税法の条文について同じ条文を二回にわたつて改正をした例でございます。これはそこに改正前の規定があげてございまして、当時の地方税法の第四十五条の三と、第六十五條、八十五條の四の規定について、最初の昭和二十二年法律第五十六号による改正は、税率といふか、賦課の基準額をそれぞれ金額を一定限度まで上げておいてございまして、この条文の内容は、当時ございました府県民税、市町村民税の賦課額に関する規定でございます。これをまず上げて、二十二年度法律第八十号によりまして、これをさらに追つかけまして、二十二年度法律第八十号によりまして、これをさらに追つかけまして、一週間くらいしか間は置いておりません。そういうことで、同じ条文の同じ対象のものを追つかけて二回改正をしていくわけでございます。その当時の理由は、結局当時の予算の財源、あるいは地方財政の問題からこういう改正がされたものと思われま

とに御議決がされたわけでございませう。

以上、私どもの調べました例について、顕著な例を約十件足らずここにあげたわけであります。

○藤田進君 これは私も注文した資料の一部ではありますが、一事不再議の原則について議論がなされ、そうしてそれがかなり与野党間というか、各会派間の論争になって、そうしてそれが採決等によってこれを決したとか、そういういきさつのあるものとなないものと分けていっておつたのです。そのいづれを見てもそういう資料ではまずないし、同時にその問題の場合、当時各会派間の議論がそんなにならぬやう性質のものなんです。全部、今回の場合は、そうではなくして、選挙法に少くとも約十カ所におつた重復し、しかもそれが今出されておる資料、こういう事案とおのづから内容の性質が違つておるものなんです。法律の廃止に伴うものとか、あるいは暫定予算に見合うものとして一応の期限をきめ、さらに本予算に……これは常識の問題で異論はなかつたろうし、ここに特にこういうものであつても、かつ一事不再議の原則に抵触しないという丁寧な説明もなされたというところであります。今回の場合はそれとは違ひますので、もし資料がなければ、その点の中ででもけっこうですが、御指摘願ひたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) たいま御説明いたしましたのでございますが、ただいまご指示いたしました中、一事不再議の問題で問題になりま

したのは、この三の政府職員の支給と実施に関する法律が失効して、新しく一般職の職員の給与に関する法律を制定しよう、こういう場合、それから最後に御説明いたしました二十二回国会における補助金等の臨時特例等に関する法律でございます。新憲法になりましたら、新しい国会の制度になりましたら、たゞいま私の記憶いたしますところでは、一事不再議の問題が委員会でも相当問題になりましたのはこの二つの事例でございます。あるいは落ちていくかも知れませんが、私の記憶ではどうもこの二つだつたと思ひます。従ひまして、この二つをここにあげたわけでございます。

○藤田進君 いや、これは、お伺ひしますが、事の性質上、新給与実施に関する問題であつて、一方予算との関係、そういう不可欠の条件があつたのではないかと、そういうこの選挙法との共通の事情があるならば、その点をあげていただきたい。

○政府委員(林修三君) これは前回に私の方で御説明いたしました、結局一事不再議の原則というものは、あることが一事であつたかどうかというところの判断、その判断は、結局その条項のみならず、その条項の背景となつておる目的、趣旨、事情等によつて、一事であつたかどうかを判断すべきものであつたという考えのもとに御説明いたしました。ここに例としてあげましたのは、形からいへば、まさに同じ法律の中の同じ条項を、一回その条項を改正したにかかわらず、さらに同じ条項を改正しようとするものでありまして、その意味において今度の公職選挙法の一部を改正する法律案と形式的に

は実は同じような点があるわけでありませう。しかし、これはそれぞれ別の趣旨で、別の目的から、過去の例はされたわけ、議論になつた場合、ならなかつた場合を通じまして、そういう御趣旨のもとに一事不再議の原則に当らないものとお考えになつて、これは御議決になつたものとお考えのわけでございます。今度の公職選挙法の場合は、予算とか、何とかいう問題ではございませぬけれども、目的、趣旨はこの前御説明いたしました通りでございます。非常に前の法律の場合と今度の法律案の場合とは趣旨、目的が違つて、そういう意味においては一事不再議の原則の適用はないものと、かように考えるというわけでございます。

○藤田進君 そういう一般的なことを聞いておるのじやなくて、この事案について、新給与の実施について、これは予算の裏づけということが当然問題になるでせう。この場合、これがしかも参議院では修正議決されて、二十五年三月三十一日、従つて同法の有効期限であつた三月三十一日と、こういうものについて再議決の三分の二というものがとれなかつた、衆議院で。だからこれは失効しちやつたわけだ。そういう事態に立ち至つた。そこで四月一日になつて議員発議という形においてこれを通過したという経過からかんがみて、この選挙法との共通性というものは全然ない。少くとも公務員、政府職員に対する給与を支給するという絶対的要求に迫られてきておるものと、それから一方予算との関連において、こういう処置をせざるを得ないということであつたのではないかと。今度の選挙法を、一事不再議の原則に抵触しな

いと称して、ここで強引に通さなくてはならぬという、より身近な具体的な問題の事情の相違というものがあつたのではないかと、こういう点についてどのようない見解を持つておるかという点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) これはやはり一事不再議の原則というところの考え方でございます。結局同じ条項について前の一つの議決と、あとの議決が一事に当るかどうかというところは、その前後の関係において、事情なり、目的なり、趣旨の異同があるかどうかということが問題として考えらるべきことであると考えるわけでございます。ここに例をあげましたのは、あるいは予算との関係、あるいは今申されました新給与の実施、公務員に対する給与の支払ひの関係から、その趣旨が違つたというところから、この一事不再議の原則が適用にならないものと考えられたわけと思つたわけでございます。今度の場合は、また別の趣旨、目的において違つて、そういう意味においてやはりこの原則の適用の範囲外であるとか、かように考えるわけでございます。これは結局前後の議決が違つたかどうかという問題から、その背景になつておる事情とか、目的とか、趣旨が違つたかどうかという問題でございまして、その事情が予算であらばいいとか、あるいは義務的のものであればいいとか、そういうことによつて区別せられべきものではないと思ひます。か、やはり目的、趣旨等が違つたかどうかという点から考えるべきものじやないか。かように考えるわけでございます。

○藤田進君 ここに出されているのは一々そうなんだ。暫定予算に見合う関係においてやる、暫定予算が四月末までなのに、そのうらはらになる法律は一年間とか、そういう形ではまずいので見合つたものにしては。もつとわかりやすく言えば、人間の生命あるものとして考えていたところ、その人が亡くなつて、死んでしまつて失効したという法律、だからそれを生きていくものと同じようにものを扱ふことはできなくなつたという新しい事情のもとに処理されているものが多いのだ、この事例については……。今度の場合にはそういうものではないので、これは議論にこれからなりますので、これは以上この事例については質疑を避けませう、いづれにしても適切な事例ではないということだけを、この際申し上げておきたいと思ひます。

○藤田得治君 簡単に。昨日の朝日の記事ですか、前の法制局長官の佐藤さんの辺で一つ適正なルール、こういうものを確立してほしいというやうな趣旨の記事がちょっと載つておりました。私もまあそういう意味で、これはぜひ真剣にお互いに考えたいと思つたので。結局形式的に同一事項をいかなる場合に扱ひ得るのかという問題に帰するわけですが、今、藤田君からも、本日出されたこの資料についてわれわれの意見を述べられたわけですが、私は政府の説明は非常に違つたものを二つ一緒にされておると思つた。と言いますのは、目的、趣旨、事情、これらを総合して、こういうふうな絶えず説明されておる。ところが、私非常に疑問を持つのは、これはあなたにも

のは、これはあとから出てくる。その前に一緒に言われておる事情ですね。事情の変化があったかどうか、これが非常に大事な問題なんです。同一事項をもう一度扱わなければならぬという事情の変化があったかどうか。これがあつたから初めて新しい目的、趣旨に立つて一つの法律案を扱う、こういうことになつてくるわけで、私はそういう意味でこの二つを一緒にされておる、そして実際その三つの中で一番強調されるのは、今度は実際は事情を無視して、目的とか、そういうことだけを主として前面に出されて昨日から説明をされておるのです。だから、そういうふうな扱いになれば、目的、趣旨ですから、それに対する説明の仕方によつて幾らでも説明がつくわけなんです。同一事項を扱うための説明は……だから、これはなほ主観的なんです。そういうことになれば、結局はこの原則というものは、多数さえ握つておれば、いつでもこういうものはあつてなきにひとし、原則になつてしまふのじゃないか、私はこれを心配しておる。従つて私は目的、趣旨という前情、これは客観的な事情なんです。そういう事情の変化があつたかないか。私も昨日の論議を振り返つてみて、どうもふに落ちない点がある。いろいろ検討してみても、やはりその点に問題があると思う。

そこで、けさこれをいたいただいたのですが、この第七国会における点ですね。今、藤田君の議論と若干重複しますが、これはまず大きな事情の変化があるわけですね。これは政府職員給与に關する法律が無効状態になつてしまつた。これは大きな事情の変化です。これは大へんだ、一日もゆるがせにできない。こんなことは常識です。だからこれをもう一度取り扱つて、これは当然なことであるわけで、事情の変化がまずある目的、趣旨というものはその上に立つて作られる、ただ法律についての問題なんです、こんなことは……それからこの補助金に關する取扱いですね。これだつて同じことでおつたが、それが成立しなかつた。これは大きな事情の変化です。だからそういうわけなんですから、ぜひその点をやはり區別して取り扱われないと、この原則はもう多数党によつていつでもゆがめられる、こういう危険性がある。従つて、私は同一事項の扱いをいづもやつてはならないという意味ではありませぬ。扱う場合があるでしょう。それはやはり今申し上げた緊急不可欠の事情の変化、これが先行してこなければいかぬ、これが認められる場合には堂々と取り扱ふべきだ。ところが実際はいろいろ問題において、そういう事情の変化があつたかどうか、若干疑わしい問題も相当これはあるかと思ひます、見方によつて。しかしそういう場合には、その相手方の同意を得る、そういう疑わしい場合には相手方が少数党になるか、多数党になるか、そのときの事情でわかつていずれにしても、そういう場合には相手方の了解を得てやる。こういう二つの原則というものがあつて初めてこの一事不再理の原則が守られていく、これは申さば原則なきにひとしい。まあ私はきょうは時間があまりないというので、急いで結論的に申し上げたのですが、その目的、趣旨と事情というものを、この二つという

ものは分離して考えるのは私は正当じゃないかと考へるのですが、その点だけちよつと何つておきます。

○政府委員(林修三君) とにかく原則として考えますのは、ある法律案、あるいはある法律ができて、それをさらに追つかけて改正したいというものが起りますのは、結局そこに客観的な条件が別になつておる。別な事態が発生したということだと思ひます。それはあるいはそういう政策を實行したい、あるいはそういう目的で新しい事態を起したい、あるいは客観的な事情がおのおのがあると思うのであります。必ずしも客観的な事情が変化してというだけの問題ではないのじゃないか。ここに例をあげますけれども、たとえば海上保安庁に海上警備隊を置くということ、その次に保安庁に海上警備隊を置くということは、これは必ずしも客観的な事情のみではないわけですから、そういう政策を實行するという趣旨から、そういう目的から出ておるものであつたわけでありませぬ。一回そういう法律を作つたけれども、新しい目的、趣旨から別に新しい法律を作つた、こういう趣旨から出たものと思ひます。そういうものが変化しておれば、やはりその法律はもろん不必要に改正すべきものでないことは、これは明らかであります。改正の必要性があるかないか、目的とか、趣旨とか、あるいは客観的な事情によつて判断せられる、かように考へるわけでありませぬ。

海上警備隊ですか、この例等もおつちやつたのですが、そういう問題に入ると非常に長引きますから、私は申し上げませぬ。過去の事例において私もいろいろ議論を展開しておる立場からいふと、それは疑わしい問題も相当あると思ひます。しかしそういう場合には相手方の同意、これは一つの會議を進めるためのルールですから、この原則の必要性は半分はそのルールということからきておるのですから、従つてルールということがあれば、若干疑わしいと思はれる場合でもいけるのであります。従つて、そういうものをよく激しく論議されておるこの事例に持つてくることは、私は必ずしもこれは正しいとは言えない。しかし、これはやめておきますが、とにかくこういうわけでは、この資料も私は今度一々よく検討してみたいと思ひます。そうして、これはいづれ本會議であるいは委員会等でも、この法案が審議されるに、さらにこの角度からの議論が展開されると思ひますから、そのときに残しておきます。きょうはこのくらいでやめておきます。

○委員長(石原幹市郎君) それではこの問題はこれで一応終了したことにいたします。

これにて一応休憩いたしましたして、前例により本會議の散会と同時に本委員会は散会いたしたいと思います。

午前十一時三十九分休憩
(休憩後開会に至らなかつた)

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当

等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 各議院の議長、副議長及び議員の秘書は、国会開會中に限り、日額二百円の定額によつて滞在手当を受ける。

第十一条中「前二条」を「第九条及び第十条」に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中 「国立国会図書館支部人事院図書館 人事院」を

国立国会図書館支部人事院図書館 人事院
 国立国会図書館支部法制局図書館 法制局
 国立国会図書館

支部自治庁図書館 自治庁
 支部経済審議庁図書館 経済審議庁
 国立国会図書館支部自治庁図書館
 国立国会図書館支部防衛庁図書館
 国立国会図書館支部経済企画庁図書館
 国立国会図書館支部警察庁図書館

書館 自治庁
 書館 防衛庁
 庁図書館 経済企画庁
 書館 警察庁
 国立国会図書館支部通商産業省図書館

通商産業省
 国立国会図書館支部通商産業省図書館
 国立国会図書館支部工業技術院図書館
 通商産業省

に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 2 国立国会図書館支部防衛庁図書館の長その他の職員の内任については、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法」と読み替えるものとする。